

京都市単身高齢者万一あんしんサービスの要件緩和

～これからも安心して生活していただくために～

京都市では、身寄りのない低所得の単身高齢者の方を対象に、定期的な安否確認をするとともに、利用者が亡くなられた後、お預かりした預託金での葬儀や納骨等を実施し、万一のときに備える「京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業」を行っています。

この度、より多くの方が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、事業対象者の要件を緩和します。

【対象要件の緩和】

これまで本事業の対象者は、賃貸住宅入居者に限定していましたが、持ち家にお住まいの方も対象とするとともに、預貯金の上限額を240万円から350万円に引き上げます。

● 【参考】対象要件

| 現 行 | | 見直し後 | |
|-----|--|------|--|
| ① | 市内在住の65歳以上でひとり暮らし | ① | |
| ② | 契約能力がある | ② | 同 左 |
| ③ | 子や頼れる親族がない | ③ | |
| ④ | 市民税非課税、 <u>不動産非所有</u> <u>預貯金240万円以下</u> | ④ | 市民税非課税 <u>不動産非所有（現に居住している場合を除く。）</u> <u>預貯金350万円以下</u> |
| ⑤ | 賃貸住宅（公営住宅を含む。）入居者 | ⑤ | <u>削 除</u> |
| ⑥ | 契約時、預託金を一括して預けることができる | ⑥ | 同 左 |
| ⑦ | 契約後、京都市社会福祉協議会の職員による安否確認を受けることができる | ⑦ | |

● 見直し時期 令和7年4月1日

<単身高齢者万一あんしんサービスについて>

- ・ 利用者は、葬儀社及び京都市社会福祉協議会と三者契約を結び、京都市社会福祉協議会の職員による生活状況や健康状況の確認（電話及び訪問）、必要があれば介護サービスや成年後見制度等へのつなぎの支援を受けることができます。
- ・ 亡くなられた後は、三者契約に基づき、お預かりした預託金での葬儀や納骨、家財処分（希望者のみ）を実施します。
- ・ 葬儀・納骨費用として25万円、家財処分を希望される方は業者見積額を加え、一括して預託いただきます。
- ・ より詳細な内容は、こちらを御確認ください。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

電話：075-213-5871

